

平成 30 年度 第 5 回 香川 地方 最低賃金 審議会 議事録

平成 30 年 8 月 22 日 (水)

於：高松サポート合同庁舎

南館 101 会議室

出席者 公益側 東、籠池、佐川、高塚
労働者側 楠本、瀧、立石、中村
使用者側 安部、綾田、友國、濱田、福家

議 題 (1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の
申出について
(2) その他

【賃金室長】 ただ今から、第 5 回香川地方最低賃金審議会を開催
いたします。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。
資料 No. 1 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書
(写)

資料 No. 2 香川県最低賃金の改正決定について(答申) (写)

それから、机の上に全国の答申状況をお配りしておりますが、不備
はございませんでしょうか。

本日の出席状況ですが、公益側の松浦会長、労働者側の土田委員
が欠席されておりますが、13 名の出席がありますので、最低賃金審
議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の審議会
は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は、香川県労働組合総連合から 3 名の方が傍聴されて
おります。

それでは、東会長代理、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【東会長代理】 本日、松浦会長が所用のため欠席されておりますので、私、東が議事進行を進めさせていただきます。

早速審議に入ります。

それでは、本日の議題であります「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」について、事務局から説明を行って下さい。

【賃金室長】 皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年7月4日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して、改正決定についての諮問を行い、その後3回の本審及び4回の専門部会での審議を経て、本年8月6日の第4回の専門部会におきまして報告書を作成し、同日の第4回最低賃金審議会において、局長あて答申をいただいたところです。この答申内容につきまして、最低賃金法第12条に基づく異議の申出がありましたので、同法第12条により、この申出について香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなったわけでございます。

この異議の内容につきましては、お手元の異議申出書（写）のとおりでございます。

それでは、この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと存じます。

【東会長代理】 それでは、この件について、香川労働局長から諮問を受けます。

（局長より諮問文を会長代理に手交）

【亀澤労働局長】 どうぞよろしくお願いたします。

（事務局より各委員に諮問文の写しを配付）

【東会長代理】 それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは読み上げます。

香労発基 0822 第1号 平成30年8月22日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 亀澤典子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、香川県労働組合総連合から、平成 30 年 8 月 16 日付けをもって最低賃金法第 12 条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

【東会長代理】 ありがとうございます。香川労働局長から諮問を受けましたので、ただいまから審議いたします。

初めに、事務局は、異議申出の内容について説明してください。

【賃金室長】 資料No. 1 の申出の内容及びその理由についてご説明いたします。

申出内容としては、

- 1 本年度答申の 26 円の引上げについて、2013 年以降、6 年連続して二桁の引上げであったが、専門部会の議論経過が明らかでない状況で示された引上げ額を客観的に見れば異議申出せざるを得ない。
- 2 デフレ不況からの脱却、景気回復を引き寄せるための消費購買力向上、ワーキングプアの解消・均等待遇への接近及び地域間格差の解消も十分にはかることはできず、さらなる上積みが必要である。

その理由として、

- 1 憲法の生存権を見据えた水準に
憲法では「健康で文化的な生活」労働基準法第一条では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」と定められている。答申されるべき最低賃金の改定額は、物価動向を踏まえれば 4 % を下回る引上げでは実質マイナス改定になる。
- 2 「早期に 800 円以下をなくし、2020 年までに平均 1,000 円に」という雇用戦略対話の合意の達成を目指す改定にすべき。
- 3 地域間格差の縮小が必要。

答申の引上げでは最低賃金の地域間格差がますます拡大して

しまう。地域別の賃金格差による労働者・労働力の流出を防がなければならない。

4 非正規労働者の待遇改善にも最低賃金の役割が大きい。

非正規労働者は平成 29 年に 2,046 万人に増加し、非正規労働者の 7 割 5 分、女性では 8 割 5 分が年収 200 万円に届かない深刻な結果がでている。非正規労働者の増加に伴い最低賃金に対して生計費を保障するとする必要性は高くなっている。非正規雇用労働者の賃金が最低賃金に「貼り付く」状況になっており、非正規で働く未組織労働者の賃金改善のため、最低賃金の大幅な引上げが極めて重要。

5 中小企業支援策の拡充が重要。

最低賃金の引上げは企業にとってはコストアップとなるが、まともな賃金が保障されれば労働者は職場に定着し、労働の質を高め、生産性も高まる。アベノミクス効果の恩恵を受けない本県においては、最低賃金の引上げとあわせた中小企業支援策の早急な拡充が重要。各種の助成策、融資制度の改善、借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の配慮、また、最低賃金引上げコストが適正に単価に転嫁できるよう取引のあり方を改善させることも重要。

6 以上から最低賃金は 1,000 円以上にする必要がある。一度に 1,000 円にできないなら、到達年度を確認しつつ引上げ額を議論すべき。

7 再審議の前提として、答申が引上げ額 26 円を妥当とした根拠を明らかにしてほしい。

8 使用者が社会保障費を負担しない労働者の最低賃金は、社会保障負担を上乗せした最低賃金の明示を政府や中央最低賃金審議会に意見すべき。

9 最低賃金審議会では専門部会を公開すべきである。

以上でございます。

【東会長代理】 ただ今、事務局から異議申出の内容についてご説明いただいたわけですが、申出者から意見陳述したいとの要望をいただいております、本日、傍聴されておりますので、まず、このことについてお諮りしたいと思います。

意見陳述を認めるということによろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【東会長代理】 それでは意見陳述を認めますので、陳述者は所属・氏名を述べた後、10分程度で意見陳述をしていただくようお願いいたします。

【香川県労働組合総連合堤労働相談センター所長】

香川県労連の堤昭と申します。

本日は、発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、今年の答申額につきまして、多数決にはなりましたが目安額プラス1円と上積みされたことについては敬意を表したいと思います。

ただ、今年の全国の答申額を見てもみますと、C・Dランク県を中心に約半数の県で目安額を上回っています。とりわけ、Dランクの県では西日本を中心に2円の上積みをしている県もあります。

こうした状況のなかで、香川では使用者側全員がプラス1円の公益案に反対されたということについては非常に残念に思っております。

本日は、異議申出を提出しておりますので、若干、それを補足するという事で意見を述べさせていただきます。

まず、額についてですが、答申額では「健康で文化的な最低限度の生活」はできないと考えております。

毎月勤労統計調査によると、2018年5月の香川県の月平均労働時間は149.9時間です。この労働時間に今年の答申額を乗じますと月額で118,720円です。

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度

の生活を営む権利を有する。」第 2 項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」また、労働基準法第 1 条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と決めています。最低賃法第 9 条第 3 項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とあります。

こうしたことを考えれば、8 時間労働で「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準が必要であることは容易に判断できるのではないかと思っています。

そうしたことから、香川県の最低賃金では、平均的な所定内労働時間を勤務して生活できる水準に達していないことは明らかではないでしょうか。きちんとした生活ができるだけの額を提示することが必要だと考えています。

次に地域間格差についてですが、答申された今年の最高額は東京の 985 円でした。香川とは 193 円の差があり、昨年よりも差が広がっております。

私どもが 7 月に提出した意見書にも触れていますが、全国で人口の増えているところは埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡です。福岡は C ランクですが、他は全て A ランクです。最低賃金が高いところへ若い人を中心として、人口が集中する一因にもなっていると考えています。

結果として、地方では人口減少が進み、過疎化、高齢化等の理由で地域経済が疲弊してきています。

現在、都市部に下宿して大学などに通っている学生のうち、地方に帰って就職先を探す学生はほんとうに少ないと思います。ほとんどが都市部で就職をしている状況です。地方へ帰ってこない理由のなかで、仕事がないとか賃金が安いとかの理由が上位をしめています。

す。

今、全国のコンビニで販売されている商品価格はほぼ同じです。ただ、そこで働いている労働者の募集要項を見てみますと、最低賃金、もしくは最低賃金に若干上乘せしている額です。また、郵便局で非正規労働者を募集していますが、ここは最低賃金プラス 20 円というところが全国で多く見られます。

そうしますと、「同一労働同一賃金」の基準から見てもきわめて歪んだ賃金形態ではないかと思っております。

全労連と公正取引委員会とで懇談をした際に、公正取引委員会側から「最低賃金の地域間格差は公正競争の阻害要因になりうる」というご意見もありました。今こそ、そういった地域間格差の解消について、本気になって取り組んで行くべきではないでしょうか。

香川では実現していませんが、他では自治体とか地方弁護士会、そうしたところで、意見書の採択であるとか、声明を出しています。そのなかで、地域間格差の解消を強く打ち出されているということです。そうした意味では香川の最低賃金審議会も、今年の改定での地域間格差を見据えるという答申も必要ではなかったのかなと思っております。

次に中小企業対策ですが、今年の答申のなかでも、支援策や取引条件の改善について追記されております。まさにそのとおりだと思っておりますので、ぜひ、これが実現できるよう香川労働局のほうで頑張ってくださいたいと思っております。

参考までに、韓国で来年 1 月から最低賃金が時給で全国一律 11% 弱上がります。そうなりますと、現在の日本における C・D ランク全てと B ランクの約半分の 38 道府県が韓国の最低賃金を下回ります。韓国では中小企業に対し引上げた給料の差額分であるとか、社会保険料の減免、付加価値税の減免等、できるだけの手段を取ると言っていますので、日本でも決して不可能なことではないと思っております。

香川の最低賃金審議会も、国とか関係機関に対して中小企業振興策の施策の拡充を今以上に強化していただきたいと思っております。これは労使双方からもそうした要望が出ていますので、ぜひ実現するようお願いしたいと思えます。

最後に専門部会の公開について述べさせていただきます。

私どもは専門部会を非公開にしている理由が本当に理解できません。発言しない私どもの存在が会議の進行や、意志表明を阻害する邪魔者として扱われているように見えてしまうこともあります。

そうしたなかで、社会的に関心が高まっている最低賃金がどういうふうに決まっているのか、公労使各委員がどうした主張をしているのか、それを見守っているだけです。

ですから、非公開にしないと真摯な議論ができなくなるという理由などはもってのほかだと思わざるを得ないと思っております。そうしたことで、専門部会に対する不信感も強まっていることも事実です。

全国で唯一審議会を全面公開に踏み切っている県では、1 審議会の全面公開。 2 意見聴取の実質化、これは紙面の提出ではなく、実際に発言をしてもらう。 3 傍聴の自由化。 4 水面下での交渉の禁止、これは審議会の場所以外での調整の禁止。これらの改革を実行しました。これらの改革を実行した元最低賃金審議会会長の言葉を借りますと、「その結果として、審議会における委員の発言が多くなったのは確かであり、その意味で審議会が活性化したといえる。その原因は審議会を全面公開したからというよりも、従来のように水面下において、最低賃金額の調整を図るようなやり方を廃止したからである。

審議会の外での意見調整を禁止したので、審議会の場で話し合うしかなくなったわけである。

本来、私が審議会の完全公開を目指したのは、これまで、余りにも最低賃金決定の過程が不透明で、国民の知る権利が侵害されてお

り、そうした状況を是正することにあつた。透明性や公平性が求められる行政は、もっと積極的に情報公開に努める必要がある。

原則公開といいながら、肝心なところは非公開となっている最低賃金審議会の在り方を正しく改めるべきである。

そうすることによって、国民の監視が強まり、憲法第 25 条が提唱している『健康で文化的な最低限度の生活』が保障される最低賃金額が決まることを期待してきた。」と述べられています。

また、「従来の因習に拘泥する姿勢を改めることによって審議会を透明化し、労使双方の主張を鮮明に出し合つて理解し合えるようになった。」という感想を述べられておられます。

そうした意味では、審議過程が明らかでない、議事録も改定が決まってからしばらくたたないと出ない、という現状では、最低賃金に対する社会的不信が高まるのではないかというふうにも思っております。

専門部会の公開を強く求めまして、発言を終わります。

ありがとうございました。

【東会長代理】 それでは、異議申出につきまして審議を行います。

異議申出書写しやただ今の陳述の内容に関しまして、労使各側の委員から、まず御意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。まず、労働者側からお願ひします。

【立石委員】 香川県労連さんの提出されました異議申出と内容が重なる部分がありますが、最低賃金審議会に取り組みました労働者を代表する委員として異議審にあたり、一言述べさせていただきます。

私たちは 7 月 23 日に開催された第 2 回審議会において「意見書」を提出し、改正の必要性とその考えをお示しし審議会に臨んだこととはご承知のとおりであります。

今般、香川地域の実情に即した審議をおこない、公労使が真摯に議論した結果、金額の一致は見出せなかったものの、目安額プラス

1 円の公益案 26 円を労働者側として賛成しました。

働く労働者を代表させていただくなかで、最低賃金の考え方と、香川地域を取り巻く状況について、香川県労連様と内容は大同小異でございますが述べさせていただきます。

1. 最低賃金を取り巻く状況について

日本経済は長期にわたって景気の上昇傾向が続いており「いざなぎ景気越え」とも揶揄されているなかにあります。香川においても5月の有効求人倍率 1.78 はバブル期に次ぐ数値となっているにもかかわらず、賃金の上昇は全般的に伸び悩んでおり、景気の底上げとなる個人消費の伸びは限定的なものとなっています。

2. 最低賃金と生活保護費について

2007年に最低賃金法が改正され、生活保護費との整合性も考慮されるようになったことはご承知のとおりです。

3. 最低賃金の引き上げによる全国の影響について

影響率の事業規模別の推移をみていくと、事業所規模5人未満を除く全体の影響率は、最低賃金法改正を受けて最低賃金の引上げ額が大きくなった2007年度に1%台半ばまで上昇し、その後も2011年度を除いて10円超の引上げ額が続くなか、2016年度の影響率は4.5%とおおよそ20人に1人は、時給が上がることになりました。

30人未満の小規模な事業所の影響率は、2012年度以降に上昇傾向が続く中で、最低賃金引上げの影響を受ける労働者の割合が増えています。

2016年度は11.0%と、小規模事業所で働く労働者の10人に1人は最低賃金改定によって時給が上昇しています。一方、企業にとっては人件費の負担が増しているとみられます。

しかし、実際には、最低賃金を下回る時間給で働いている労働者も一定数存在しています。事業所規模5人未満を除く全体の未満率は、2009年度以前は1%程度で安定して推移していたが、2010年度に0.5ポイント程度上昇し、それ以降は1.5%から2.0%程度で推

移しています。まずは、最低賃金未満で働く労働者を無くしていくことが重要であり、そのためにも、全ての使用者には「最低賃金未満で労働者を働かせることは最低賃金法違反」であること、労働者には「最低賃金額を周知」していく取り組みを申し述べてきました。

4. 最低賃金の引上げによる香川県内の影響について

香川はCランクですが、Cランクを見てみますと、北海道の影響率が15.2%と高くなっているものの、その他の県は総じて影響率が低く、特に、香川県、徳島県、福井県、石川県、群馬県では、全体の影響率が2%程度しかないことから、同じCランクであっても道県ごとに差があり状況が異なっています。香川県では、もともと最低賃金を上回る労働者が多いことから、2017年の24円を引上げて影響される労働者が少なかったものと思われれます。

しかし、近い将来には、香川県の影響率は20%前後まで上昇することを、私たちは予測しており、働き方改革実行計画により最低賃金が「加重平均1,000円」に引上げられた際には、「事業の存続が厳しくなる企業へのさらなる支援策」を国・県などに要請すること、ならびに審議会において決定した最低賃金額に到達しない労働者を無くしていくためにも注視していきます。

5. 雇用への影響について

最低賃金が引上げられることによって、労働者の就労意欲の高まりが期待できる一方で、使用者側にとってみれば人件費の増加につながり、新規採用をやめたり、雇用者を減らすなどの雇用環境に悪影響となることが懸念されます。

さらに、労働環境の悪化も懸念され「人員削減」「長時間労働・不払い残業の強要」ひいては「ハラスメントの横行」など、働く労働者の全てに与える影響は大きくなるものと考えています。

6. 今後の取り組み課題について

全国の地方審議会における課題は「経済財政運営と改革の基本方針2017」において示された「年率3%で引上げて1,000円を目指

す」としたことを、現状の香川県最低賃金にあてはめて単純計算すると、「2019年：805円」、「2023年：904円」、「2027年：1,015円」となり、「働き方改革実行計画」との乖離が大きく生じていることは事実であります。

そのことを踏まえ私たちは、「誰もが1,000円」の早期実現を手繰り寄せるために、県内の春季生活闘争において、地場の組織労働者の賃上げの上昇率や、企業内最低賃金の締結と引上げなどが、地域最低賃金の指標となり、セーフティネットの底上げの潮流を形成し、その相場に波及させることで、「最低賃金の底上げと格差改善」がさらに進むものと考えています。

7. 最後に

本審議会は、最低賃金の審議会ですけれども、労使が争う場ではないと思っております。地域最低賃金を議論する中で、労働者と経営者の双方にとって適正な状況を求めていく場とも考えております。今後、私たち、労働者側としても積極的にかかわっていきたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、労働者側を代表しての意見とし致します。

【東会長代理】 補足等はよろしいでしょうか。それでは、使用者側お願いします。

【福家委員】 それでは、使用者側から少し意見を述べさせていただきます。

先ほど、労働者側委員のご発言がございましたが、内容はそう変わるものではありませんし、本日の異議申出の内容に納得する部分もございます。

いろいろな経済指標等で、明るさが見えはじめてきた、景気が上向いているという議論がある一方で、先般の欧州通貨の急落の影響で為替相場、株価が動揺したということもございます。

こういった海外情勢の不透明さに加えて、人手不足も一段と深刻

ですし、個人消費の伸びも心配しているところです。

中小・零細企業にとってはこうした不安材料があり、厳しい状況に変わりはありません。

このような状況のなかで、今回の中賃の目安がCランクの香川は25円、去年のCランクの24円以上に高い額が示され、我々にとっては想定外のものでした。

デフレ脱却、景気の好循環を目指すため、使用者側としても、賃上げが重要であるということは十分理解しております。

一方で、企業には支払能力というものがあり、急激な賃上げは企業の存亡に関わってまいります。

そこで、好循環への期待も込めて、使用者側としてはぎりぎりの額というものを提示しました。その後、とことん議論し合った結果、プラス26円の公益案の提示があり、全会一致とはなりませんでした。

使用者側としましては決まりました792円という額は非常に厳しいですが、国、労働局の中小・零細企業に対する支援・助成策をしっかりとお願いしたところでございます。

そして、このことは今回の答申にも織り込ませていただきました。

今後は、雇用を守るということを大前提に、決まりました最低賃金に対しての法令遵守に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【東会長代理】 その他、補足等はよろしいでしょうか。

異議申出、あるいは本日陳述いただきました要点としては、憲法の生存権、あるいは地域格差、地域別の賃金格差の是正の観点から最低賃金は少なくとも時給1,000円は必要で、一度に時給1,000円にできないのであれば、到達年度を確認しつつ、さらなる上積みを行うべきである。というような異議内容でございました。

また、本日は労働者側、使用者側からも改めてご意見を拝聴させていただきました。

審議会におきましては、申出人のおっしゃられる陳述については、労働者側の方から強く主張されておられまして、また、使用者側の方からは現在の経済状況、特に中小企業の置かれている環境等が述べられまして、双方が譲歩の精神で何とか妥協点を探って、その結果、プラス 26 円ということで、採決に至ったわけです。

申出人のご意見もごもっともではございますが、なおここで 8 月 6 日の答申内容が改めて変更されうるものではないと考えます。

したがいまして、「平成 30 年 8 月 6 日付け答申どおり決定することが適当である」という結論といたしたいと思っておりますが、各側の委員、この結論でご異議ございませんか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【東会長代理】 ご同意をいただきましたので、この旨、答申いたしたいと思っております。

答申文につきましては、一任させていただきたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

【東会長代理】 それでは、答申文を作成しますので、その間しばらく休憩します。

(答申文作成のため一時中断)

【東会長代理】 それでは、再開いたします。

事務局は答申文(案)を配ってください。

(事務局より各委員に答申文(案)を配付)

【東会長代理】 念のため、事務局は答申文(案)を読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは読み上げます。

(案)

平成 30 年 8 月 22 日

香川労働局長 亀澤典子 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 30 年 8 月 22 日貴職から、8 月 16 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 30 年 8 月 6 日付け答申どおり決定することが適当である。
以上でございます。

【東会長代理】 今の答申文（案）でよろしいですか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

【東会長代理】 それでは、（案）を取って答申いたします。

（会長代理より答申文を局長に手交）

【亀澤労働局長】 ありがとうございます。

御礼のご挨拶をさせていただきます。

本日、諮問させていただきました「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出」につきましては、早速ご審議を賜りまして、只今答申をいただき、誠にありがとうございました。

香川県最低賃金につきましては、7 月 4 日の改正決定の諮問以降、本審を 4 回、専門部会を 4 回にわたり開催して熱心にご審議を賜りました結果、結論がとりまとめられ、本日、異議の申立についても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして平成 30 年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。

香川労働局といたしましては、これから、改正決定の公示を行い、10 月 1 日発効の予定でございます。

一方で、改定されました最低賃金額の周知に努めますとともに、確実な履行確保に努めて参ります。

委員の皆様には、今後とも、賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金

の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【東会長代理】 本日の答申後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、8月31日の官報公示を経て、10月1日指定日発効という予定となっております。

【東会長代理】 今後、行政におかれましては、最低賃金についての広報の推進及び履行の確保に努めていただくとともに、中小企業・小規模事業者の生産性の向上等のための効果的な支援等に取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いします。

また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようよろしくをお願いします。

その他、事務局から何かございますか。

【賃金室長】 特にございません。

【東会長代理】 それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

なければこれをもって、第5回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

――了――